

千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例について

1 無料低額宿泊所の概要

(1) 無料低額宿泊所とは

- ア 無料低額宿泊所は、社会福祉法が第二種社会福祉事業として定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設であり、運営する場合は、都道府県、政令市又は中核市に届出を行わなければならない。
- イ 基本的に一時的な居住の場であり、直ちに単身での居宅生活が困難な方に対し居宅生活が可能となるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設等の入所対象にならない方に対し居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担っている。

(2) 契約及び利用料

- ア 利用者は、事業者と居室の利用に関する契約を締結するほか、希望する場合は、食事の提供等のサービスの提供に関する契約を締結する。
- イ 事業者は、契約に基づき、利用料として、居室使用料、共益費、光熱水費、食事の提供に要する費用、日用品費などの費用を入居者から受領する。

2 本市の状況

(1) 施設数及び定員数（令和元年8月1日現在）

	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	合計
施設数	8施設	4施設	8施設	14施設	4施設	0施設	38施設
定員数	326名	330名	672名	903名	210名	0名	2,441名

(2) 施設の設置状況

- ア 既存のアパート、会社の寮、ビルなどを改修して設置したもの
- イ 建築現場等の作業員宿舎を転用して設置したもの
- ウ 新たに建築して設置したもの

(3) 入居者の状況（令和元年6月1日現在）

- ア 入居率 89.9%
- イ 生活保護受給者の割合 96.8%
- ウ 入居者の入居前の住居 公園・路上、会社の寮、自宅、病院など

(4) これまでの課題

- 本市は、これまで、無料低額宿泊所に対して立ち入り調査を行い、問題点については本市のガイドラインに基づいて次のような指摘を行い、改善を求めてきた。
- ア ガイドラインが求める最低面積(原則7.43㎡以上。一定の条件を満たした場合は例外的に4.95㎡以上。)を満たさない居室と、簡易な間仕切壁で2つに分けた居室(簡易居室)を廃止すること。
 - イ 「居室の利用に関する契約」と「食事の提供等のサービスの提供に関する契約」を分けて締結すること(抱き合わせ契約の禁止)。
 - ウ 利用料の算定根拠を明確にすること。
 - エ 金銭管理は利用者本人が行うこと。利用者の希望に基づき事業者が金銭管理を行う場合は、金銭管理規程に基づいて適切に金銭管理を行うこと。

3 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する条例について

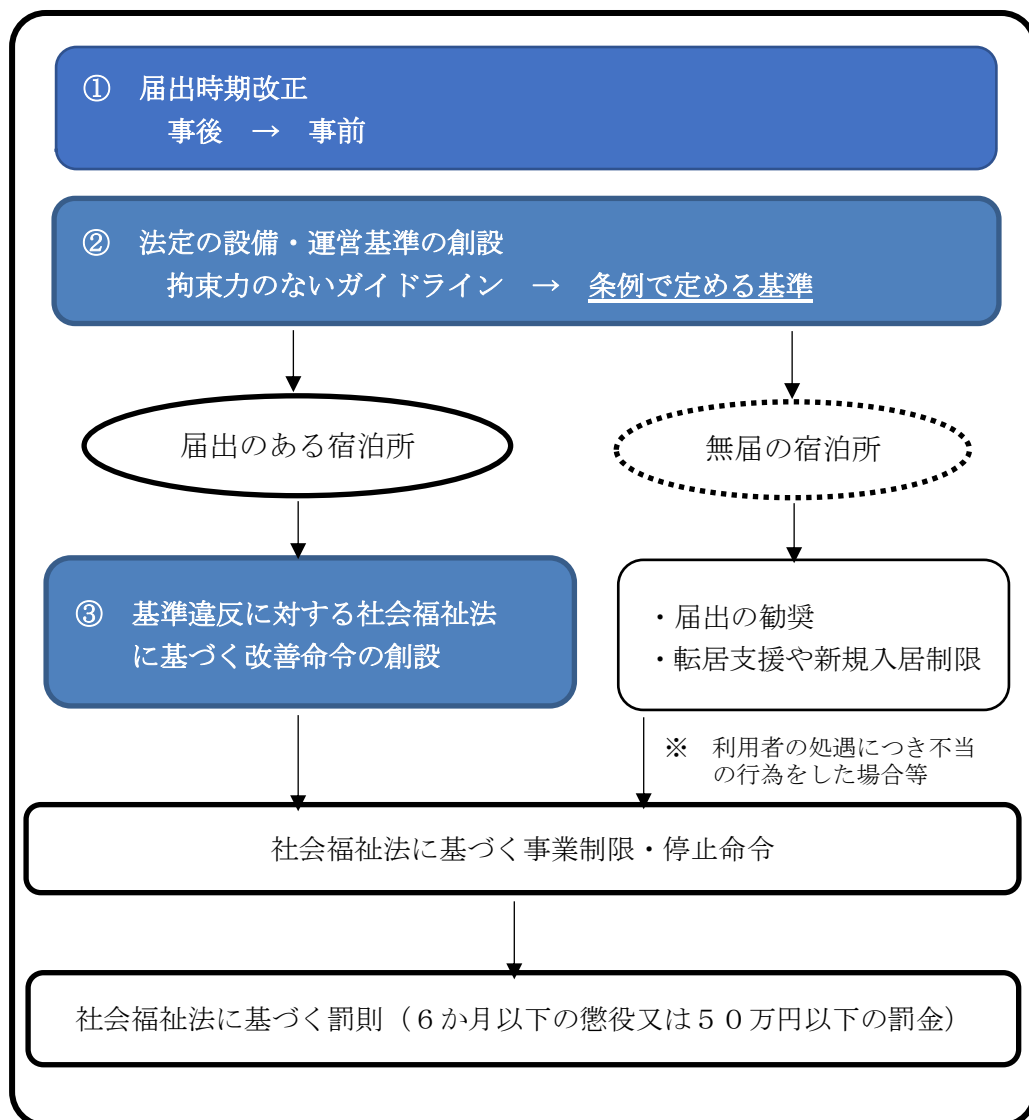
(1) 制定の背景

ア 無料低額宿泊所の利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法が改正され、規制が強化された (R2. 4. 1 施行)。

- ① 事前届出制の導入
- ② ガイドラインで定められていた設備及び運営基準について、法定の基準を創設
⇒ 厚生労働省令 (以下「国基準」という。) を標準とし、又はこれを参酌した上で、条例で基準を定める。
- ③ 基準を満たさない場合の改善命令の創設 (対象は届出のある宿泊所)

イ 上記ア②により、無料低額宿泊所の設備及び運営基準を条例で定めるものである。

※ 社会福祉法の改正内容



(2) 条例案の主な上乗せ項目

ア 居室面積（省令第12条第6項第1号ハ）

国基準	市基準（案）
居室面積は7.43㎡（4畳半）以上なければならない。 <u>ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合は4.95㎡（3畳）以上とすること。</u>	居室の面積は7.43㎡（4畳半）以上なければならない。

【説明】

- ① 国は、居室面積を原則7.43㎡以上とし、「ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合は4.95㎡以上とすること。」とのただし書の規定を設けて例外的な緩和基準を定めた上で、この「地域の事情によりこれにより難しい場合」は「地域の住宅事情等の状況から、直ちに居宅生活が困難な生計困難者の居住の場の確保に支障が生じる恐れがある場合」を意味するとし、そのような支障が生じない場合は「ただし書の規定を条例に設けないことも差し支えない」と説明している。
- ② 本市にはそのような「地域の事情」は存在しないため、ただし書の規定を削る。

イ 既存施設の居室面積の経過措置（省令附則第3条第1項）

国基準	市基準（案）
既存施設の居室面積は、 <u>3.3㎡（2畳）</u> 以上でなければならない。	既存施設の居室面積は、 <u>4.95㎡（3畳）</u> 以上でなければならない。

【説明】

- ① 無料低額宿泊所については、長期間住み続け、生活の大部分を施設内で営む方が多くなってきていること等を考慮し、本市はこれまでガイドラインに基づいて、居室面積を原則として7.43㎡以上とした上で、一定の条件の下で4.95㎡以上の居室も認め、これを満たさない施設に対し改善を求め続けてきた。
- ② このため、本市は、経過措置として定める既存施設（条例施行前から無料低額宿泊事業を行ってきた施設）の居室面積を、4.95㎡以上とするものである。

ウ 災害対策（省令第8条）

国基準	市基準（案）
—	<u>非常食等の物資の確保について必要な措置を講じるよう努めること。</u>

【説明】

東日本大震災の教訓を踏まえ、物資の確保に努める規定を設けるものである。

※ なお、省令第11条（サテライト型住居の設置）の規定は、国がその施行日を令和4年4月とし、今後検証事業を行うとしているため、基準が明確になった後に条例改正を行って追加することとなる。

3 スケジュール

令和元年11月	事業者説明会 パブリックコメント手続
令和2年 2月	令和2年第1回定例会に条例制定議案提出
3月	議決
4月1日	条例の施行